

令和 7 年度第 1 回社会教育委員会議概要

1 開催日時 令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 午前 1 0 時～午前 1 1 時

2 開催場所 成田市役所 6 階中会議室

3 出席者

（委員）

日暮健委員長、佐々木英夫副委員長、多田初枝委員、小林元委員、
齊藤好徳委員、多田美香委員、君塚信久委員

欠席 湯浅美智子委員、鈴木隆英委員、大徳正博委員

（市出席者及び事務局）

日暮教育長、松島教育部長、藤崎教育部参事、高仲教育総務課長、
菅井公民館長、平野財政課長、神崎生涯学習課長、
平野教育総務課総務係長、池淵公民館事業係長、越川財政課財政係長、
大川生涯学習課社会教育係長、幾良生涯学習課主事

4 議事等

（１）委員長及び副委員長の選出について

（２）成田市教育振興基本計画骨子案について

（３）使用料・手数料の見直しに関する基本方針について（報告）

（４）その他

5 会議の内容

（１）委員長及び副委員長の選出について

事務局より、成田市社会教育委員条例の説明を行い、委員長及び副委員長を互選により選出。委員長に日暮健委員、副委員長に佐々木英夫委員が選出された。

（２）成田市教育振興基本計画骨子案について

事務局より、「成田市学校教育振興基本計画」と「成田市生涯学習推進計画」を統合した計画である「成田市教育振興基本計画」の骨子案の概要や、計画策定にあたっての考え方について次のとおり説明及び質疑応答を行った。

< 事務局説明 >

それでは、成田市教育振興基本計画の骨子案についてご説明いたします。

まず、骨子案の説明の前に、成田市教育振興基本計画の概要についてご説明いたします。

本市ではこれまで、学校教育の分野において、「成田市学校教育振興基本計画」を策定するとともに、生涯学習の分野において、「成田市生涯学習推進計画」を策定し、各

種教育施策を展開してまいりました。現在の「成田市学校教育振興基本計画」および「成田市生涯学習推進計画」については、どちらも令和7年度末をもって計画期間が終了となることから、総合的な施策の根本を定めた「成田市教育大綱」を具現化するため、2つの計画を統合し、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくことを目的とした「成田市教育振興基本計画」の策定に向けて準備を進めているところでございます。

昨年度の取組としましては、小中義務教育学校、保護者などに向けてアンケート調査を実施し、令和7年3月の教育民生常任委員会において調査結果の報告をさせていただきました。

本年度は、アンケートの分析結果や現計画の成果と課題を踏まえつつ、国の「第4期教育振興基本計画」、県の「第4期千葉県教育振興基本計画」を参酌し、計画の策定作業を行います。

続きまして、国や県の教育・生涯学習に関する動向についてご説明いたします。

国では、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画において、「持続可能な社会の創り手の育成」と「ウェルビーイングの向上」が基本コンセプトとされ、教育の質の向上や教育DX、共生社会の実現、多様な学びの保障など、16の教育政策の目標が設定されています。

生涯学習分野では、令和6年6月に、中央教育審議会生涯学習分科会において、社会人のリカレント教育の推進をはじめとする4つの事項が重点的に議論されております。また、こども基本法の施行により、こども政策の強化と当事者であるこどもの意見を尊重する姿勢が求められております。

千葉県では、令和7年3月に「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成、を基本理念とし、多様性や、ウェルビーイング、教育DXなどを踏まえた第4期千葉県教育振興基本計画が策定されております。

生涯学習分野では、「社会とつながる生涯学習」を推進目標とする、「千葉県生涯学習推進方針」が令和5年5月に策定され、県民一人一人が、いつでも、どこでも学び、その成果を生かし、活躍し続けられる社会の実現を目指す方針となっております。

続きまして、計画の骨子案をご説明いたします。

計画は第1章の教育大綱についてから始まり、6章構成を予定しております。第1章の「教育大綱について」は、現計画では別冊になっております教育大綱を計画冒頭に取り込む方向で検討しております。教育大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3において、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議し定めるとしてありますことから、9月及び11月に開催予定の総合教育会議において、教育大綱の策定について協議させていただく予定でございます。

次期計画策定にあたっての考え方につきましては、社会潮流や教育政策の動向を踏まえ、10年先を見据えた本市の教育・生涯学習分野における目指すべき姿や施策の方向性を定めた指針とするほか、これを実現するための施策などを示す計画といたします。

計画の基本理念案につきましては、年齢・性別・障がいの有無に関係なく、個々の特性に応じた学びや活動を保障する姿勢、学びの成果が地域や社会での活躍につながることで、ウェルビーイングの実現を図るなどの意味を含め「未来へつなぐ 誰もが自分らしく 共に学び 共に活躍できるまち 成田」としております。

各基本方向や基本目標に基づく基本施策、計画に取り入れる事業および取組につきましては、今後、事業担当課との調整を踏まえ、素案の作成を進めてまいりたいと考えております。

< 質疑応答 >

小林委員：「成田市学校教育振興基本計画」と「成田市生涯学習推進計画」を統合する理由は。

事務局：両計画とも令和7年度末で計画が終了することから、成田市教育大綱の具現化を目的として、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくために統合しようとするものです。

小林委員：統合するメリット・デメリットは。

事務局：デメリットは思い浮かびません。メリットは、1つの計画にまとめることで教育に関することは学校教育、生涯学習に関することは生涯学習推進計画の中で考えるというような垣根を取り払い、柔軟に計画を策定することができることです。

小林委員：そのようなメリットを説明する文章が計画の中にあると分かりやすいと思う。

多田(初)委員：今回策定されるのは基本計画ということだが、今後これに伴い実施計画が策定されるのか。

事務局：実施計画については、策定する予定はありません。

日暮委員長：計画を統合することで、生涯学習と学校教育の垣根を取り払い、生涯学習で培ったものを学校教育に生かし、学校教育で培ったものを生涯学習に生かしていくような形で進んでいくと良いと思う。

佐々木委員：骨子案について、難しい言葉が多く、伝わりにくいように感じる。優しい言葉で、目指すところを明らかにした方が分かりやすいのではないか。

君塚委員：佐々木委員に同意。言葉を調べないと内容が理解できない。計画して、実施して、何をいつまでに、どのように整えていきたいのかが分からない。

多田(初)委員：佐々木委員、君塚委員の言うように、漠然とした計画になってしまわないか心配。何年後を見据えた計画なのか等、もう少し実効性が担保できるような計画になったら良いと思う。

佐々木委員：学校教育と社会教育をどのように分けていくか様々なところで議論されており、分けずに一緒に考えたほうがよいという方向に進んでいるため、計

画の統合に至ったかと思うが、生涯学習は遊びや楽しみであり、それに反して学問は遊びだけでは成り立たない。個人的な意見だが、その2つを一緒に考えるのは難しいと思う。

事務局：難しい言葉が多いことについては、計画の素案を作成していく中で、かみ砕いた言葉を使うか、難しい言葉を使ったとしても、資料を見て意味が分かる形にしていきたいと思います。実効性については、各事業課から第一期の実績報告を受けて課題を抽出し、計画の中で言及させていただく予定です。併せて、何年度までにどの程度の数字を目指すかについても記載したいと考えています。

また、これまでどおり計画を分けたほうが良いという意見がありましたが、現在、学校と地域が連携して教育を進めていこうという取り組みが始まっており、それぞれの考え方を取り入れた形で事業展開をできないかということで提案をさせていただいています。仰るとおり生涯学習は遊びの面がありますが、市としては青少年教育や成人教育など、学校教育以外の教育についても取り組んでいかななくてはならない、生涯を通じた教育を推進していきたいという想いで、統合することといたしました。

多田(美)委員：計画策定の考え方について、具体的なものが見えなかったので、協議を重ねて市民に分かりやすい形で作ってほしい。

日暮委員長：今後は社会全体で実践力や生活力、社会力などを育てていく必要があると思う。計画については容易な言葉でまとめ上げていただいて、学校教育と生涯学習の2つの分野で足並みをそろえて高めていただきたい。

(3) 使用料・手数料の見直しに関する基本方針について(報告)

事務局より、使用料・手数料の見直しに関する基本方針について概要を説明した後、市民や事業者の負担を可能な限り緩和するという観点から、手数料の見直しを先行して実施し、使用料については引き続き検討していく旨、次のとおり説明及び質疑応答を行った。

<事務局説明>

それでは使用料・手数料の見直しに関する基本方針について、ご説明いたします。

この方針は、受益者負担の原則に基づき、利用者が受益する行政サービスに見合った適正な使用料・手数料を見直すため、算定方法の明確化や、減額・免除制度に関する基本的な考え方などを定めたもので、令和6年9月に市議会に基本方針(案)を報告し、10月にパブリックコメントを経て、翌11月に決定したものになります。

本市では、この方針をもとに全庁的に市内公共施設すべてにおける使用料・手数料の見直しを検討し、公民館などを含む公の施設についても使用料の見直しを行う予定でしたが、市民や事業者の負担に対して、可能な限り配慮するとう観点から、段階的にまずは手数料の一体的な見直しを行うこととなり、使用料の改定については、3年

後を目途とする次回の見直し時期をはじめ、物価の動向などの社会情勢等を踏まえた総合的な判断に基づく適切な時期に実施することとなりました。

では、基本方針の概要について説明させていただきます。

使用料の算定方法の考えかたでございます。使用料は、原価、性質別受益者負担割合及び利用者区分から算定しており、原価については、施設の性質により 占有施設 共用施設 その他施設に分けて考えています。会議室やホールなどの公民館等の社会教育施設は、占有施設にあたり、施設維持管理経費や貸し出し面積、貸し出し時間などから原価を割りだします。性質別受益者負担割合とは、各施設サービスの性質別分類に基づく受益者の負担割合のことで、収益性や公共性から割り出されます。利益者区分は、大人・子ども、市民、市民以外などの利用者の違いによる区分のことで

す。

施設別の受益者負担割合を示した図では、縦軸が収益性、横軸が公共性となっており、公民館などの社会教育施設は、収益性は極めて低く、民間によるサービスの提供が困難なものであり、公共性は生活や余暇により快適で潤いのあるものにするためのもので、個人の価値観や思考の違いにより必要性が異なるサービスを提供する施設として受益者負担率 50%に区分されています。

減免の統一基準についてです。施設の使用料を全額免除する場合や半額免除する場合など、市役所全体で減免基準の統一を図ることとしておりましたが、この統一基準についても、使用料の改定に含めて次回の見直し時期もしくは、その他社会情勢等を踏まえた総合的な判断に基づく適切な時期に実施することとなりました。

< 質疑応答 >

齊藤委員：自分が管理副委員長を務めている公津スポーツ広場は、現在一般市民に無料で貸し出しをしているが、今後の使用料についてはどう考えているか。

事務局：スポーツ広場については、過去の実情を踏まえ、使用料は引き続き無料とすることを検討していたところですが、使用料の見直しについては全体的に再検討することになり、今回は見直しを行いませんので、引き続き無料でご利用いただけます。

小林委員：従来と比較し、どこを見直したのか。

事務局：使用料・手数料については、これまで各施設で設定しており、基本的な方針がありませんでしたが、施設に関わらず同じ算定方法で設定するために昨年 11 月に基本方針を策定しました。

齊藤委員：住んでいる区に公民館（集会所）があり、数年前までは区に関わりのない団体が使用する際は有料だったが、現在は予約をすれば誰でも無料で使用できる。今後の使用料についてはどう考えているか。

事務局：区・自治会の集会所については、基本方針において無料としております。
将来的には、受益者負担の考え方に基づいて改めて検討していくことになるかと思います。

佐々木委員：公民館に係る手数料とは。

事務局：公民館に係る手数料はありません。

佐々木委員：営利目的の団体は公民館を使用できないという法律はあるか。

事務局：社会教育法 23 条で定められています。

佐々木委員：営利目的の団体が利用できる市の施設はあるか。

事務局：文化芸術センター、成田国際文化会館などがあります。

(4) その他

成田市インターネット市政モニターアンケート調査項目（案）について
事務局より、登録されている約 1,500 人の市政モニターに対し、公民館に関する市民ニーズやあり方についてアンケートを実施することを次のとおり説明及び質疑応答を行った。

< 事務局説明 >

それでは私から、公民館の在り方に関する市政モニターアンケートの実施についてご説明申し上げます。

成田市では、登録された市民モニターに対して、市政に関することや、身近な課題などについて、インターネットを活用してアンケートに回答いただく、インターネット市政モニター制度を実施しておりまして、登録モニターにつきましては、16 歳以上の市民または在勤、在学の方で、約 1,500 名の方が登録しております。

公民館では、市民の皆様の生涯学習や地域活動の拠点として、さまざまな講座やイベント、サークル活動などを実施しておりますが、更なる利用者の増加や利便性の向上、時代に即した魅力ある公民館づくりなど、公民館のあり方について、引き続き検討を進めております。

そこで今回は、市政モニターアンケートを活用しまして、公民館に関する市民ニーズや在り方についてアンケート調査を実施したいと考えており、来月 19 日からモニターへの配信を予定しております。

アンケート内容につきましては、公民館を利用されている方の利用状況や、利用されていない方については、その理由や利用しやすくするために必要なことなどを伺うほか、主催講座のあり方や公民館に期待する機能、利用促進につながる考えなど、ご意見を伺うことといたします。

このアンケートを実施することで、公民館に対する市民ニーズの把握や、更なる利用者の増加、より良い公民館づくりにつなげる貴重なご意見として、活用してまいりたいと思います。

< 質疑応答 >

小林委員：市政モニターの中に公民館の利用経験がある人はどのぐらいいると想定しているか。

事務局：令和３年度に同様のアンケートを行った際は、１０％程度でした。

小林委員：公民館を利用する人はこういった層が多いのか。

事務局：６０代、７０代の方が多いです。

小林委員：調査対象者は、公民館の利用経験がない人が多くなると想定されるため、利用しない理由を調査するようなアンケートにした方が良いのではないのか。利用しない人の意見が今後につながると思う。

事務局：今回のアンケートは、利用経験がある人向けの問いと、ない人向けの問いがあります。利用経験がない人には、その理由等を聞いています。

小林委員：利用経験がない人の意見を重点的に聞くべきだと思う。

事務局：仰るとおりだと思います。そのため、利用経験がある人だけでなく、ない人にも意見を聞いています。

小林委員：そのほうが有益な調査になる。

多田(美)委員：自分も昨年から市政モニターに協力している。アンケートの結果は集計、分析し、各公民館で共有されているのか。

事務局：いただいた意見は公民館全体で共有し、今後の検討材料とさせていただきます。

多田(美)委員：若い人の意見も欲しいのか。

事務局：仰るとおり、若い人の意見を集められたら嬉しいです。

印旛郡社会教育振興大会及び公民館まつりについて

事務局より令和７年度印旛郡社会教育振興大会は、令和７年１２月１５日に八街市にて開催される旨及び、令和７年度公民館祭りは令和７年１０月２５日、２６日の二日間で開催される旨、案内を行った。

６ 傍聴

２名